

(5) いじめ防止基本方針

①いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

ア 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

イ いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。けんかやふざけ合いであってもいじめの判断は被害者の立場に立って、被害者の複雑な心情に寄り添いながら行う必要がある。

ウ 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

② いじめ防止の施策

ア 組織の設置

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭からなる「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期及び必要に応じて開催する。いじめの内容が深刻な場合はPTA役員、人権擁護委員も加えて開催する。いじめを発見し、また相談を受けたにもかかわらず、いじめ防止対策委員会に報告を行わないことはいじめ防止対策推進法第23条第1項の規定違反になり得る。

イ いじめの未然防止

「授業づくりは人づくり」を基本に、「明るい開放感と心地よい緊張感」「相手意識を持ち優しく話す」「温かく聞き多様に反応」「間違いは宝として認める気持ち」等、心が温かく通い合う学級・学校づくりに努める。また、児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する場を設定し、教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。さらに、ペア活動や日々の道徳授業の推進等により、相手を思いやる気持ちを育む。

【インターネットを通じて行われるいじめに対する対策】

学校は、児童及び保護者に対して発信された情報や発信者の匿名性等、インターネットの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対応するための必要な啓発活動として、情報モラル研修会や児童・保護者を対象としたスマホ講座等を行う。

③ いじめの早期発見

児童同士のかかわりや教師と児童のかかわりを大切にして日常生活や授業等の教育活動を展開することで、何でも言える学級の雰囲気づくりに努めるとともに、児童の観察を丁寧に行い、心の変化を敏感に察知する。その上で、さらに以下のような活動を進める。

- ・気になる児童の様子について話し合う「梅の芽の子を語る会」を通して、児童の情報を共有する。【年度始め、毎週の打ち合わせなど】
- ・「学校生活アンケート」をとり、児童が困っていることなどの情報を集めて、いじめの早期発見に努める。【年3回】
- ・教育相談やスクールカウンセラーとの面談の機会を設けて、児童や保護者が悩みを相談できるようにする。
- ・担任は、生徒指導主任、養護教諭等と連絡を密にとり、子供の心の変化を見逃すことのないよう組織で対応する。
- ・「SOSミニレター」等、子供が悩みを相談できる場を紹介する。

④ いじめが発生した際の対処

ア 早期対応

いじめを発見した場合は事実関係を確認し、教職員の共通理解と「いじめ防止対策委員会」を中心として慎重にいじめの背景と対策を検討する。深刻な事態にならないように、学校・家庭・地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応する。また、市教育委員会へも報告する。いじめられた児童とその保護者へは、不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全を確保する。一方、いじめた児童へは自らの行為を自覚させ、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。また、いじめた児童の保護者へは、いじめの経緯を説明し、以後の協力を求める。なお、ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。

イ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめの行為がやんでいること（少なくとも3ヶ月）

② 被害児童が心身に苦痛を感じていないと認められること

被害児童および保護者に対し、面談等により確認する必要がある。

ウ 重大事案への対処

学校・家庭・地域の連携だけでは十分に対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、また、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合等、深刻な事態と認められるときには、市教育委員会、警察、子ども子育て課、児童相談所、医療機関、スクールカウンセラー等、関係機関・専門機関と連携して対処する。

⑤ 公表・点検・評価等について

- ・保護者への通知・ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づいて学校体制として機能しているかを学校評価の項目に位置付けることで、定期的に点検・評価を行う。